

17. 東北学院大学GPAに関する取扱い要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、東北学院大学（以下「本学」という。）が、東北学院大学試験施行細則第8条第2項に定める成績評価方法（以下「100点満点による評価」という。）と併せて成績評価に使用するグレードポイント（以下「GP」という。）及びその平均（以下「GPA」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要項において、「GP」とは、各授業科目の100点満点による評価に対応して設定された、S、A、B、C、D及びHの各グレードに付与される4から0までの評点をいい、「GPA」とは履修登録し、評価を受けた授業科目のGPから算出された1単位当たりの平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPA算出の対象授業科目は、本学卒業要件科目とする。ただし、100点満点による評価がなされない授業科目はその対象としない。

(グレード及びGP)

第4条 各授業科目の100点満点による評価とグレードの関係及び各グレードに付与されるGPは次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) S (90点～100点) | GP = 4 |
| (2) A (80点～ 89点) | GP = 3 |
| (3) B (70点～ 79点) | GP = 2 |
| (4) C (60点～ 69点) | GP = 1 |
| (5) D (0点～ 59点) | GP = 0 |
| (6) H (試験放棄・履修放棄) | GP = 0 |

(GPAの種類と算出方法)

第5条 GPAの算出は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

(1) 学期GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(2) 年間GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(3) 累積GPAの計算式

$$\frac{(\text{過去に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{過去に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(履修辞退科目の取扱い)

第6条 履修登録科目の辞退申請をした科目は、履修を放棄した科目とはせず、GPA算出の対象科目としない。

2 履修登録科目の辞退申請期間は、別に定める。

3 履修登録科目の辞退申請期間に辞退した科目の単位数はGPA算出には含めないが、履修登録上限単位数に含める。

(GPAの通知)

第7条 GPAの学生への通知は、学業成績通知書、成績通知書履修成績通知書及び履修登録科目確認通知書に当該学期GPA、年間GPA及び累積GPAを表記することによって行う。

(学修指導)

第8条 各学部学科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。

2 各学部学科は、学期G P Aが学科におけるG P A分布の下位25%に含まれ、かつ2.0未満の学生には、特別の学修指導を行わなければならない。

(退学勧告)

第9条 各学部学科は、各学部学科が定める手続きに基づき、年間G P Aが1.0未満の学生には退学を勧告することができる。

(改 廃)

第10条 この要項に関する事務は、学務部教務課において処理する。

第11条 この要項の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成28（2016）年1月20日から施行し、平成27（2015）年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、2019（平成31）年2月8日から施行する。

附 則（令和4年 月 日改正第 号）

この要項は、2022年 月 日から施行し、2021年10月1日から適用する。

※東北学院大学GPA制度は、2016（平成28）年度入学生から適用されます。2015（平成27）年度以前の入学生には適用されませんので注意してください。